官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務八〇）　一
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八一）　二
○ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八二）　四
○保安林の指定をする件
（農林水産二八七～三〇二）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局二五）　五
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
（関東地方整備局五八、五九）　五
○都市計画に関する件（同六〇～六三）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局一八）　五
○道路に関する件
（九州地方整備局一八）　五
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岐阜県公安委二）　五
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（愛知県公安委三）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（三重県公安委四）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委二三）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委四四）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岡山県公安委一六）　六
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（宮崎県公安委一九）　六
〔国会事項〕
内閣　船舶活用医療推進本部事務局
〔人事異動〕
官庁事務
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　七
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（国土交通省）　七
登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示（同）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配三六）　八
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　一〇

その他告示

○外務省告示第八十号

令和八年二月二十日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本国の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の令和七会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千三百三十一万四千円（一二三、三一四、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月二十日に東京で

日本国外務大臣　茂木敏充

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョージ・グラス閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月二十日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョージ・グラス

日本国外務大臣　茂木敏充閣下

○外務省告示第八十一号

令和八年二月六日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億円

3　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第八十二号

令和八年二月十日にハノイで、ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベトナム社会主義共和国における脆弱な地域における洪水及び土砂災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億三千九百万円

3　署名者

日本側　伊藤直樹在ベトナム大使

国際連合児童基金側　シルヴィア・ダナイロフ在ベトナム事務所代表

令和八年三月五日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬字諏訪峠西四三二五の一・四三二五の二・大牧字白髪山四三二六の一・四三二六の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野三七三の二、三七五から三七九まで、三八一、三八二の一から三八二の七まで、三八三から三八六まで、三八八から三九〇まで、三九一の一から三九一の三まで、一一七〇、一一七一、一一七二の一から一一七二の五まで、一一七三、一一七四、一一七五の一から一一七五の三まで、一一七六、一一八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字舟木ヶ迫より大切迄一六七一の二八、一六七一の二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市東畑字タシロタニ一二一の一・一四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字タシロタニ一二一の一、一四四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市犬鳴字金山三九四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字頂吉字舟木ヶ迫より大切迄一六七一の二八、一六七一の二九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市屏字平原一五七、一五八、字アシサコ三一七の一、三一七の二、字ゴウラ五一四の二、五一五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市屏字ゴウラ五〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字上湯の沢三四、五一の二から五一の四まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町十川字カヅラ九〇七の二、一三一六の三、一三一六の二三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町野々川字一ノ又四五八の四、四五八の八八、四五八の九四、四五八の九五、四五八の九九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町仙頭字サカモト一〇四〇、一〇四一、字カンバダイラ一一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サカモト一〇四〇・一〇四一・字カンバダイラ一一八七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町根木屋字小泉一〇九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小泉一〇九六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町横貝九八三、九八四、九八五の一、九八五の二、九八五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町高光字一ノ渡リ筋セヤス家ノマへ三〇八、字世薮筋下モ六三一〇、字世薮筋セヤス向六三二四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ渡リ筋セヤス家ノマへ三〇八・字世薮筋下モ六三一〇・字世薮筋セヤス向六三二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町油木字衣木五一九〇の一七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年三月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　広島県東広島市志和町別府字向イ山一〇一八四の九七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月五日　東北地方整備局長　西村　拓
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大山一六番から同村大字小田倉字稗返三一九番まで	前	二〇・三一～四一・六メートル
	後	一二・二一～二七・六三 一〇・一八〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○関東地方整備局告示第五十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて、縦覧に供する。
令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道
現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百七十四号図から第三百八十六号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域
（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条及び第十四条の規定により、河川保全区域及び河川予定地の指定があったものとみなされた、昭和三十四年八月十四日付け群馬県告示第二百六十一号（河）に係る土地の区域は廃止する。

○関東地方整備局告示第五十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて、縦覧に供する。
令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道
現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百八十七号図から第三百九十三号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域
（図面省略）

○関東地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百十一号水戸・勝田都市計画、日立都市計画、大宮都市計画及び常北都市計画下水道事業那珂久慈流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十八日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千二百五十八号沼田都市計画及びみなかみ都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（奥利根処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十年九月二十一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年十二月二十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千八百十七号桐生都市計画及びみどり都市計画下水道事業東毛流域下水道（桐生処理区）

三　事業施行期間　自平成四年十一月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡市清水区八坂町字黒方四七一番一七から同市清水区八坂東二丁目四四五番三まで	前	三六・五〇～五六・六〇メートル　〇・二〇九キロメートル
	後	三七・五〇～五八・一七　〇・二〇九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○九州地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十四号　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九一三番五から同町吉田字三本柳二六四番五まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

九州地方整備局長　垣下　禎裕

供用開始の期日　令和八年三月五日

○岐阜県公安委員会告示第二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

○愛知県公安委員会告示第三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限　令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限　令和八年六月七日まで

○三重県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○京都府公安委員会告示第二十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第四十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○岡山県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月五日

宮崎県公安委員会委員長　松山　昭

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
　変更前　指定の期限　令和八年三月七日まで
　変更後　指定の期限　令和八年六月七日まで

国会事項

衆議院

議案提出

三月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

答弁書受領

三月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出行き過ぎた緊縮志向に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出財源に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

三月三日内閣から次の議案が送付された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出）（衆第一号）

人事異動

内閣

財務大臣　片山さつき

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　関口　恒

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上三月三日）

外務審議官　赤堀　毅
経済産業審議官　松尾　剛彦
（資源エネルギー庁長官）経済産業事務官　村瀬　佳史
（外務省アジア大洋州局長）外務事務官　金井　正彰
（外務省北米局長）同　熊谷　直樹
（経済産業省製造産業局長）経済産業事務官　伊吹　英明
（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営、経済社会システム、共生・共助及び地方分権改革担当））内閣府事務官　菊地健太郎
（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当））同　水田　豊
（内閣府大臣官房審議官（共生・共助担当））同　南　順子
（外務省大臣官房審議官）外務事務官　渡邊　滋
（厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当））厚生労働技官　江浪　武志
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　上仮屋　尚
（経済産業省大臣官房参事官）経済産業事務官　福本　拓也
（観光庁国際観光部長）国土交通事務官　中野　岳史
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣府参事官（災害緊急事態対処担当）付）（政策統括官（防災担当）付）内閣府事務官　小林　弘史
（こども家庭庁長官官房参事官（会計担当））同　湯山壮一郎
（デジタル庁統括官付参事官）デジタル事務官　上田　尚弘
（総務省大臣官房付）総務事務官　佐伯　美穂
（同）同　福西　竜也
（外務省アジア大洋州局北東アジア第二課長）外務事務官　中井　裕一
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　丸山　智
（厚生労働省医政局地域医療計画課長）厚生労働技官　西嶋　康浩
（厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課長）厚生労働事務官　佐藤　広道
（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長）同　上田真由美
（厚生労働省保険局保険課長）同　佐藤　康弘
（厚生労働省保険局医療介護連携政策課長）同　山田　章平
（厚生労働省保険局医療課長）厚生労働技官　林　修一郎
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　永澤　剛
（経済産業省イノベーション・環境局脱炭素成長型経済構造移行投資促進課長）経済産業事務官　清水淳太郎
（経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課長）同　三牧純一郎
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　駒田　義誌
（同）国土交通技官　直原　史明
（環境省大臣官房環境経済課長）環境事務官　平尾　禎秀
（環境省環境再生・資源循環局総務課長）同　吉野　議章
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（内閣官房内閣感染症危機管理統括庁）内閣事務官　木庭　愛
内閣参事官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する（内閣府大臣官房）内閣府事務官　元木　要
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　篠﨑　敏明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する
内閣官房副長官補付の併任を解除する
（防衛省統合幕僚監部参事官）防衛事務官　中尾　京一
兼官を免ずる（以上二月二十八日）
（中小企業庁事業環境部長）経済産業事務官　坂本　里和
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（三月一日）
（総務省大臣官房付）総務事務官　松井　正幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（三月二日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　小林　弘史
（同）同　西嶋　康浩
船舶活用医療推進本部事務局参事官の併任を解除する（各通）（二月二十八日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年十月三十一日ドミニカ大統領閣下く発せられた御祝電に対し、二月五日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年三月五日　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更の報告があった業者

登録番号	商号、名称又は氏名	変更年月日	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
東京都知事(3)第31682号	SAMURAI ASSET FINANCE合同会社（SAMURAI ASSET FINANCE株式会社）	令和７年12月１日	
東京都知事(2)第31798号	合同会社デロイトトーマツ（デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社）	令和７年12月１日	

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事(1)第03889号	DYNAMIC FRIENDS株式会社
愛知県知事(1)第04227号	野畑証券株式会社
大阪府知事(1)第13040号	フクチクリエイト株式会社

令和８年１月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
長崎県知事(14)第00001号	有限会社大蔵商事
静岡県知事(14)第00858号	二葉ローン
東京都知事(7)第30570号	令和カード株式会社
大阪府知事(1)第13026号	株式会社京阪カード
愛知県知事(5)第04196号	株式会社ちとせ
東京都知事(2)第31811号	SBI FinTech Solutions株式会社
東京都知事(2)第31908号	株式会社バンカブル

令和８年１月21日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 ㈣第00281号	中小企業振興株式会社
東京都知事 ㈣第00121号	株式会社大倉商事
東京都知事 ⑶第31624号	株式会社コシダカプロダクツ

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

令和８年３月５日　　総務大臣　林　　芳正

１　訓練の実施期日及び時間　令和８年７月15日（水）から同月17日（金）までの３日間、午前９時から午後４時まで

２　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

３　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　令和８年４月13日（月）から同年５月13日（水）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和８年５月13日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

４　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４階
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市味酒町２―14―４
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎Ａ棟
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　那覇第２地方合同庁舎３号館４階

５　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも訓練を行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定に基づき次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同令第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

令和八年三月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年二月十七日

二　登録番号　第二十五号

三　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上自衛隊第１術科学校

四　住所　広島県江田島市江田島町国有無番地

五　代表者の氏名　小杉　正博

六　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地

海上自衛隊第１術科学校

広島県江田島市江田島町国有無番地

登録船舶職員養成事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、登録船舶職員養成事務を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　一般財団法人　関門海技協会

二　廃止する登録船舶職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第二種養成施設

三　廃止年月日　令和八年三月二十三日

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田字九本柳九一三番五から同町吉田字三本柳一二六番五まで	四

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月六日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月５日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年１月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフビットコミュニケーションズ株式会社　吉本　幸男　京都府京都市南区東九条室町23　国土交通大臣許可（特―６）第19690号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月５日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年１月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　筧組建設株式会社　岡本　雅彦　大阪府大阪市中央区上町１―１―20　国土交通大臣許可（特―３）第3213号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年１月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和８年３月５日
近畿地方整備局長　齋藤　博之
１　処分をした年月日　令和８年１月23日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社テイエム技建　梅本　大勝　大阪府東大阪市吉原２－９－17　国土交通大臣許可（般－２）第26175号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号
金沢市藤江北４丁目300番地
清算株式会社　株式会社ポテンシアエンタープライズ
代表清算人　井口　千夏
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第４号
金沢市藤江北４丁目300番地
清算株式会社　株式会社ポテンシア
代表清算人　井口　千夏
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２号
京都府宇治市大久保町田原25番地の８
清算株式会社　嵯峨管理株式会社
代表清算人　野村　啓介
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和８年（ヒ）第１００１号
広島市東区牛田新町３丁目11番38―205号
清算株式会社　坂本株式会社
代表清算人　坂本　　秋
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１００６号
福岡市博多区浦田１丁目１番１号
清算株式会社　エージェイ物産株式会社
代表清算人　坂本　眞一
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４２号
東京都目黒区原町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社ＡＫ
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３００３号
大阪府八尾市福栄町３丁目26番地
清算株式会社　株式会社宮井製作所
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１０５号
東京都千代田区東神田１丁目８番11号
清算株式会社　株式会社神田クラフトインダストリー
代表清算人　森　　洋子
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本債権者集会時における清算株式会社の資産から必要な費用を控除してなお残額（以下「本件弁済原資」という。）が存する場合には、その残額を、協定債権者東京都信用保証協会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫及び朝日信用金庫（以下総称して「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　本件協定債権者は、本件弁済原資が存しない場合には、清算株式会社に対し、本件協定債権者の協定債権の総額（特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ）について、その債務の免除をする。
３　本件協定債権者は、本件弁済原資が存する場合で、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本件協定債権者の協定債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務の免除をする。
４　本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
５　第２項又は第３項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項又は第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１４号

名古屋市昭和区丸屋町４―31―１　ウィルハウス桜山１Ｆ
清算株式会社　株式会社エヌユー
代表清算人　林　　恭平

１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権のうち元本額（但し、令和７年11月11日を基準日とする。）の0.021948％の金員を支払う。但し、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する１円未満の端数については、0.41以上である場合は切り上げ、0.41未満である場合は切り捨てるものとする。
　２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　３　各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
　４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（但し、令和７年11月11日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１０１８号

名古屋市中村区名駅４丁目24番８号
清算株式会社　株式会社トラストライズ
代表清算人　近藤　芳央

１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
第１　協定債権の定義
　協定債権は、下記「債権者一覧表」記載の「債権額（元本）」欄に記載の債権並びに同債権の利息及び遅延損害金をいう。

記

債権者名	債権額（元本）(円)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	78,467,963
株式会社りそな銀行	70,666,690
株式会社あいち銀行（旧：愛知銀行）	5,530,847
株式会社日本政策金融公庫	90,167,732
株式会社あいち銀行（旧：中京銀行）	56,861,647
株式会社北陸銀行	9,142,243
株式会社百五銀行	6,572,003
名古屋市信用保証協会	181,745,713
合計	499,154,838

第２　協定債権の免除
　協定債権は本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
第３　残余財産発見時の弁済
　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第２号

佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社　株式会社Ｇｒｅｅｎ
代表清算人　川島　広史

１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
　１　協定債権の免除
　下記の各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。

記

①　株式会社福岡銀行
　債権額　28,304,085円（元本部分）
　（債権の種類　貸付金）
②　株式会社日本政策金融公庫
　債権額　9,689,530円（元本部分）
　（債権の種類　貸付金）
③　佐賀県信用保証協会
　債権額　48,447,946円（元本部分）
　（債権の種類　求償金）

２　新たな財産が発見された場合の取扱い
　前項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

佐賀地方裁判所唐津支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十六日

掲載頁　一七九頁（号外第三十九号）

令和八年三月五日

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢサニービル六階

（甲）向ヶ丘遊園駅前合同会社

代表社員　一般社団法人プロジェクト・ファイナンス

職務執行者　矢澤　学

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢサニービル六階

（乙）銀座ホールディングス株式会社

代表取締役　倉方　規安

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月五日

福岡市中央区六本松三丁目一六番六二―五〇二号コアマンション赤坂けやき

（甲）株式会社Ｆｒａｍｅ　ＡＯ

代表取締役　片田江美奈

福岡市中央区六本松三丁目一六番六二―五〇二号　（乙）有限会社新宮プランニング

取締役　片田江美奈

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人京橋心療クリニック（住所広島市南区京橋町一番二号）に対して当法人の京橋心療クリニックの事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月五日

広島県東広島市西条西本町二八番三〇号

医療法人三永会

理事長　岩本　泰行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

札幌市中央区円山西町五丁目九番一三号

合同会社ＰＡＬ

代表社員　桑原　智美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＦＩＲＳＴ　ＣＬＡＳＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

群馬県桐生市新里町板橋三二八番地七

合同会社ＦＩＲＳＴ　ＣＬＡＳＳ

代表社員　ウィラコーン・スプン・サランガ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社足立燃料とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

埼玉県朝霞市大字岡二二六番地

足立燃料合名会社

代表社員　須田　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ニュートリベースとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都中央区日本橋浜町三―一〇―一浜町ラボ

合同会社ニュートリベース

代表社員　佐藤　英明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社リグラフィックスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都目黒区碑文谷六丁目六番三号

合同会社リグラフィックス

代表社員　和田真由子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月五日

東京都港区北青山二丁目五番一号

ＳＩ株式会社

代表取締役　高村　俊哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

合同会社ＴＷＯ―ＯＮ

代表社員　高野　成男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十九日であり、組織変更後の商号はｓｈｕｈａｒｉ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

令和八年三月五日

東京都豊島区南池袋二丁目一九番一号

３―ｐｏｉｎｔｓ合同会社

代表社員　大刀　尚子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月六日であり、組織変更後の商号は株式会社フクタとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

愛知県名古屋市瑞穂区亀城町五丁目四〇番地の二

無限責任社員　松岡　平記

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月七日であり組織変更後の商号は株式会社Ｓｅｌｌ　ｕｐとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月五日

大阪府八尾市本町三丁目一一番二七号

合同会社ＮＥＸＴ

代表社員　清水　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年三月五日

神戸市中央区東川崎町一丁目五番七号

株式会社神戸新聞社

代表取締役　梶岡　修一

準備金の額の減少公告

当社は、大洋化学工業株式会社を完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十四日

掲載頁　八十九頁（号外第三十七号）

令和八年三月五日

岐阜県大垣市本今町五八番地

株式会社大合商会

代表取締役　伊藤　篤志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

また、当社は、令和八年四月一日を基準日と定め、同日現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、余剰金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年三月五日

富山県富山市婦中町萩島三六九七番地の八

株式会社陽進堂

代表取締役　北村　博樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年三月十九日とし、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月五日

山形県天童市大字川原子四二七八番地の一〇三

天童ゴルフ株式会社

代表取締役　野川　勝弘

定款変更につき通知公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、本公告掲載の翌日から二週間を経過した日の翌日に定款の変更が効力を生じ、同日に株券は無効となります。

令和八年三月五日

愛知県一宮市本町三丁目一〇番一号

株式会社文光堂

代表取締役　内藤　幹夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月五日

岡山県岡山市北区田町一丁目四番一五号

木原興業株式会社

代表取締役　木原　裕之

合併につき株券等提出公告

当社は、向ヶ丘遊園駅前合同会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年三月五日

東京都新宿区四谷四丁目三二番八号ＹＫＢ

サニービル六階

銀座ホールディングス株式会社

代表取締役　倉方　規安

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　七十一頁（号外第一二七号）

令和八年三月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ４ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和八年二月二十六日掲載の左記会社に係る合併公告中、甲の最終貸借対照表の開示状況に「http://www.kyoden.co.jp」とあるは「https://www.kyoden.co.jp」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月五日

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一

（甲）株式会社キョウデン

代表取締役　宮永圭一郎

静岡県伊豆の国市三福八〇番二

（乙）株式会社キョウデンプレシジョン

代表取締役　海老塚　隆

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一

（丙）株式会社キョウデンダイレクト

代表取締役　門野　浩士

訂正公告

令和八年二月二十日（第一六五一号）掲載の定款変更につき通知公告中、「令和八年三月九日」とあるのは「令和八年三月五日」に訂正します。

令和八年三月五日

大阪市西淀川区佃七丁目二番一二号

日東粉化工業株式会社

代表取締役　藤井　正信

訂正公告

令和八年二月二十日（第一六五一号）掲載の定款変更につき通知公告中、「令和八年三月九日」とあるのは「令和八年三月二十日」に訂正します。

令和八年三月五日

大阪市西淀川区佃七丁目二番一二号

日東粉化工業株式会社

代表取締役　藤井　正信

訂正公告

令和八年二月十八日目次欄中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二二	一〇		共和国王国政府	共和国政府

令和八年二月五日掲載の広島家庭裁判所福山支部に係る令和七年（家）第三〇〇七九号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一一	四二〇～二一	目崎町651番地2グルーブホーム	元町664番地2グルーブホーム
		ノ	ロア